市民オンブズマンわか

NO82

発行日 2010年11月15日

発行責任者 畑中 正好 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内 連絡先 FAX 073-433-2767 TEL 073-433-2241

http://www.naxnet.or.jp/~wa_obz/ E X-JV wa_obz@naxnet.or.jp

私

の

民

監

查

請

し 達

県労働センターの県負担の交付金

なかっ 当額 設置 公共 貸 付 付等条例 産の貸付 定 耳 用 対 目的 的 料し に 政 体 を ・貸・ た 理 Ŕ 供 た 県 策 の 団 は、住 的集 付 す 体 第 も で けに 由 るとき が 4 の 約 あ 料 財産 に につ る労 公益 条に で 貸 を に 関し **/**無償貸 算 付 あ 付 义 ø. 1) ` しし は 普 料 働 事 る 金 て て 業 関 無 た 通 を U る、 Ιţ 方 たことに は 平 範 公共 な 監

誤

IJ

を

正

U

方

針

を

入 対

も 貸

> あ 料

ij

ح

U

て

貸

付 で

に

る

も

で

あ L で

度 ベ

の き

付 の

料の

時

価

より

も

例

又は

議

会 体

の

が は

もそ 5

の

措

が 点

講

とし

て ょ

11

ま

L の 変 た

た。 通

> 時 09

に 年 す 価

お

措

置

講 改

ず 定

查

員

地

あ L١

つ て

に

も を

か

寸 委

の は

財

産

ず、 で

現

時 た

に

お

いか

求 う貸 相当 ことから とが 成 囲内であると 価 付 額 21 で 額 きる で貸 年 料 を を 上 度 知 改 規 U 乗 か ら交付 t 定 付 定 の 主 す し が 裁 け 張 る 更のた あ る ょ 金 **ത** ഗ 0 7 8 03 \$ らな に < け 和 か U れ る て 歌 11 08 ば 万 7 とさ 貸し 年 Щ ビ 度 市 適 2 の に れ 付 正 0 交付 交 が て け な 0 付 08 しし て 対 円は、 金 2 した 年 ಠ್ಠ は 価

度

な な を講じるよう求め

て

な

こ

の

例

知事らに、 の 10 固定資産税相当の約2078万円の交付金に 月 1 旦 同額の損害賠償請求するよう求めていた住民監 私達 が、 県が負担し た県労働センター つい の て 03 査 仁坂 08

度

嫁されておらず、その賃料は適正な対価とは認められない 求に対する監査結果がありました。 監 その是正を求め、 査委員は、 県が負担している交付金につい て、 貸付 料に ع

限をこの12月28日としました。 適切な措置を講じるよう勧告。 その)措置



IJ 供 あ く 続 規 る け 産 る 的のと は る る 認 的 が 規 も を す い団 し 定 地 ع ا 無償 ると 方 を こと 低 め 寸 行 定 は 体 て ١J まし 公 5 体 適 が 居 わ しし に 公 ζ れ に 者 れ 用 あ が 価 ま き 益 お 共 しし ねできるとす 質し付 する てお 該 る たは 事 条 な の は 寸 L١ が、 当 業 是 L١ て 体 部に公決裁手 も すると 時 ゃ 正 普 の 公 は 当該 用共にあ の 価 通 公 の が 勧 ょ 財 他

額 7 5

終了

13

委員長の約4・3倍

年度~ 09年度報酬の時給換算額が算出でき 現在、当県の実態調査をすすめています。 ましたので公表します。 とする批判のある問題につい とりあえず、県選挙管理委員会委員の05 非常勤の行政委員の報酬が高額に過ぎる て、私達も、

度の委員長の1万2632円でした。 職代理者の15万0754円、 その結果、時給最高額は07年度の委員長 最低額は同年

年度の間、委員の目であり、 務時間に応じて、 を換算しました。 それを、 ・度の間、 その結果は、 選挙管理委員報酬 万900 万 2 0 覧表のとおりで 0 09 円 00円、 年度は委員長 0円でした。 各委員の勤 委員長 18 20 万 下記掲 05 \{ 時給 委員 は 08 は 月 1 が、 円で、 回 万2721円 同 理 年 あ 向年度の A st 口で、時給(年委員の 15L 最高額: 度のB委員長 IJ 当時、 消時間 回 時 E の 参院選 給の最 回 İά ij 給の の定例会中8 A委員長の1 年計9日で、 勤 万 ってした。 月平均 選 務したの その委員 最 0 7 5 4 学会へ ば 低は、 職 務代 07 集 計勤 は務

16 19 円 万 万 で 9 2 、

載

5 0 0

円であり、 平均時給は5万 委員長が1万3740 いなかっ 1 9 4 5年間の平均時給は、 たからです。 時 委員3名の し かし 9 5 て

員の でし 委員長より委 6円でした。 3 た。 倍も 方 旧も高額 4

各年度毎の用 ら開示された 管理委員会か 間月か 欠 終 挙の

ば、

選 間

時

務の開

日[´]

開 始

間 催

間時

出

平る

料

務からか

均 資 有 時

勤

の 了

無

を

時 給 換 算 一 覧 表										
		A 委員長	D 委員長	B委員長 職務代理	C委員	D委員	E委員			
05 年 度	月平均 勤務時間	13.444		4.163	3.15	3.608				
	月 額 報酬額	205,000		180,000	180,000	180,000				
	時給	15,248		43,238	57,143	49,889				
06 年 度	月平均 <u>勤務時間</u>	15.563		2.931	5.185	5.514				
	月 額 報酬額	205,000		180,000	180,000	180,000				
	時給.	13,172		61,412	34,716	32,644				
07 年 度	月平均 勤務時間	16.115		1.194	3.871	4.239				
	月 額 報酬額	205,000		180,000	180,000	180,000				
	時給	12,721		150,754	46,500	42,463				
08	月平均 勤務時間	15.99		1.917	2.669	3.039				
年度	月 額 報酬額	205,000		180,000	180,000	180,000				
	<u> 時給</u>	12,821		93,897	67,441	59,230				
09 年 度			13.029	1.686	2.418		2.45			
	月 額 報酬額		192,000	169,000	169,000		169,000			
	時給		14,736	100,237	69,892		68,980			

なお、 · 時間 につい 開 始 て 選 時 間 学管 と終

張などの旅行をして除外。 度に各1回)。 のみで、05、 務 時間としては の以外は、 外。ま 、象 06 は 行日 休 多員長 Ŕ た、 憩時 除 外し 80 勤出間 年

ずし 時間 の 8終了時間 では [を記載しているも ŧ ないという)。 間の記載 会議等の

時間の問 推 む 間 認 場 に 務 で 12 きる 時 始 職 か ついては 録が存っ 記載 委員会は、出張命令簿ています (但し、労働 などから転記したとし 出 る 席 委 から など 定 員 i在し. ţ 例 会 Ŕ 転 出な記 員 張命令簿のに 会 U 終了 がは必 議録

ク愛の県負担の交付金

上

県は、

交付金相当額

都道府県中、

本県と

政の裁量の範

进

日であっ

や濫用には

摘 (同外部

結

果報

告書

包

本来各年度

括外部監査の指摘とマスコミのコメントに

るとは認められない 請求に対する監査結果が10月1日にありまし 定資産税相当の 監査委員は、 すらに、 せしていないからといって、直ちに県が損害を受け 記載と同様に県が負担したビック愛の 同額の損害賠償請求するよう求めていた住民監 |約1億7848万円の交付金につい||様に県が負担したビック愛の3~ 10 県が負担している交付金について、使用 として、 私達の請求を棄却しました。 住民監査いて、仁坂の固 年度 てい 料に

1

面

につい れてい 共団体 用料の・ た場合 方自治 財産に使用 条例に委ねており、 上乗せについて、 ことができる」)行政財産使用料への 法は「徴 て の裁量に委ねら 水準も、 の 本県は、 使用料は、 かかわらず、 その使用料 許可を与え 地方公 として 収する また、 交付 行 政 使 地 料の額は地方公共団体 ۲ 乗せして 料に交付 交付金相当額を上 らを総合的に るところである。 の 乗せしていない 同 が裁量に 一様に、 てい 行政 交付金相当額 実態としても使用 行政財産 財 委ねられてい ١J 金相当額 る団 産 使 判断すれ 用料 体は 寸 これ を上 体は 使用 を上 せ 行 10 用 るとした 多額の損 おらず結果として県に 利用者から回収できて 念していたこと及び、 監査人は、 における指 括外部監 あたらないと主張。 てその逸脱 方につい に支払うべきものを失 :料に対する県の考え て説明が不十 害が生じてい 査

> とについては反省して うに受け止められ であり、 になり大変申し訳ない」 民の税金で負担した形 るいは、「本来受益者が に上乗せする方針」あ 来年度から施設 をして交付金相当額 また、「県は、条例改正 と反省していると弁明。 分であっ たためであ いると弁 公式見解であるかのよ あくまでも個人的見解 れたことについても、 負担すべき交付金を県 新聞に取り上げら あたかも県の たこ 角料 を る た

て には、 の場合と異なり、 の 監査委員は、 使用料の 普通 財 産 額 で質付 に つい 政

摘)は、

使

げたも 監査請 を勘 られないとして、 を受けているとは って、 せしていない 相当額を使用料に上乗 であるとして、 判断に委ねるべきもの に鑑み、 を与えてい た 経費等を個 おり、 ごとに同一料 県の条例で一律に定め、 交付金の支出 かかわらず、 公益 案の 使 のでは 各施 求を棄却し 用 性等を考 直ちに県が損害 Ļ 知 者 ると 々に 設 事 の 公益 からとい の 使 な に 金として 使 の いう点 角目的 交付金 2要する ίį 積み上 政 用 有無に 慮 まし 認め 策的 許 性等 ま



た電子申請シ

ば、

井 上

その

の

え

Ш

畑中 しぶりです。 みなさん。 前号で お久 畑中 さ からですね ん、ご夫婦で大会 そうです。

阪谷 みました。 は、編集座 されて、 全国大会が開 報告するこ 談会、休 催

とがたくさんあった 阪 谷 様でした。に参加されてご苦労

廃止された問題を取 5千万円を投じた電 警も調査するよう呼 り上げている佐賀県 く利用され 子申請システムが全 の 方から、 佐賀県警が 和歌山 ない まま 4 県 億

迫 間 ました。ムに組み込まれて 果、ですか。 内容が、その調 すすめるシステムと し は 別に、 た汎用電子システ 前ペー はなく、 独自に開発 県 が ジ 記 てい 查 載 玉 結 の の

阪谷 畑中 ね。 2%とは。 09 年 度 はい。 極めて低 で4・2 しし です

13・1%にすること迫間 県は、09年度で でしょう。 を目標にしてい 計た画の

びかけられましたね。

で、調べられた

のですか。

畑中さん。

促進

・度とも利用率0%が7類

迫間

の

ステ 畑 中 を個別に ち、 % きがあります。 れていない電子手続 値です。その27類型 計して割 用 楽は、 制、 の利用率、 で、システム まったく利用さ 補足に 4 2 2 % . みれば、 り出した数 27 IJ なり ほ ŧ 類型を合 すなわ Ь す の利 ます とう の利用 0

畑中 それ 迫間 えつ。 中には、ペーパ· もあるのです。 ですか。 型ではなく、9類型 も 1、 パ 1 その 2 類 の

畑中 阪谷 類型の手続きが0 低い8年度では.....。 申 て ス **ハが2類** ま 28類型のうち11 利用率がさら が 1 件も な ま % ケ

迫 井 間 上 迫間 畑中あります。 でした。 型がそうです。 がありますか。 まったくない手続 2 年間、 えー、7類型も。 利 7 用 類 き が

阪谷 要制 見なされませんか。制が明らかにないと 投じ 申請システムの必要 制がない。公金をそうですよ。必 o たのも問 いない。 それらは、電子 も問題です

率では、 せるため、としてい ようですが。 3利便性を向上さ 導入の目的、県 その程度の 利便性 の向用

h 上 Ιţ め 5 れ ま

井上 い煩雑だ、という職ければならず、よけ しょ す。 きと両 員もあるようです。 う。理解できま そりゃーそうで 方、管理しない。 ヿ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゙゚ヿ゚

りますね。 テムということにな 行政事務の簡素化・ 人の目的としていた 畑中 え 投資と指摘せざるを 済 の 用対効果を無視した済性、すなわち、費の利用状況では、経中善また、その程度 ないでしょう。



,用電子申請システム利用率

9年度4・22%と低迷 25% 0

県の促進計画日標値と実際の利用結果

H19年度		H20年度		H21年度							
計画	結果	計画	結果	計画	結果						
5,598	37,488	70,415	68,407	51,635	40,138						
1,119	1,251	4,404	1,542	6,760	1,693						
3.1	3.34	6.3	2.25	13.1	4.22						
	計画 5,598 1,119	計画 結果 5,598 37,488 1,119 1,251	計画 結果 計画 5,598 37,488 70,415 1,119 1,251 4,404	計画 結果 計画 結果 5,598 37,488 70,415 68,407 1,119 1,251 4,404 1,542	計画 結果 計画 結果 計画 5,598 37,488 70,415 68,407 51,635 1,119 1,251 4,404 1,542 6,760						

・請システムは、 の 独自 の 汎 用 電子 県民

申

県

が

びず低迷してい

た

ことが私達の調査で分かり

ま

b

・1%に対し、僅子申請システムの

が 4 09年度

· 2 2 %

に止

まり、

同システム

の い 汎

和

歌

山

県

情報

政

策課)が独自に開

発し運営し

てい

の

利用率が、

県が目標

どし

Ť る

利た用

1用しやすいものにできなかっ

と し 率 政 の 化 の 利 を図 事 便 務 性 ることを目的 の の 簡 向 素化 上と、 効 行 計画かり 用率 3割弱の到達率です。 ت が らすれ れ 4 は . 2 2 ば、 県

の %

促 で

進

1

1 9 に 止

か

利用 そし 年 ζ て、 率 度 05 年度 の の 目標 利用件数及び 07年度に 04 及から稼 年度に を、 2開発 は 申 働 . 請 3 4 % ` 過去2年間を 07 年度の利用率が3

08

年

度が2・

635件で 6 7 • 1 用が低 2 5 % ったことが た。 迷し でし 分 た か たままで なく、 かり まし あ 利

> し あ

たシステム

か検討

Ų

件 数

万万

1

子申

利

用件数

件

の 請

利用率

13

を策定してい とする促 , 5 , 用 まし は 進 09 た。 年 計 申 型 の ま こ た、 申 れの 請 促 間 システム 進 2 計

類

型 に

が 対

なが

して よう留

きた

として

١J . ら 対

U 応 l١

た

が、

汎

きな

かっ

たシステムに、

電子申

請 ま

システム

か

の

ような巨

額

の

画

30

類

のオンライン化に二

重 等

一投資し

な

意

画 % 6 電

に 0

する

件に が 類 新 愛が 設 さ 実施 た で も き の ず、 の 1 1

類 国が進 型が不用に、 める 個 2 別 申請 類 型

> 5 用

玉

が進

め

る

申

請

シ

ス

を投

入し

たことは

テ

に移行した2類

請

4

万 の

1 利

3

予利用

その利 件数 8 の L

実 か

際 L

な

が

申 型 目 27 システムに移行、 しし 類型に 標152以上とし 請システムとしても、 が委託先に移 た利用可能手続数も 減 じ ており、 行 じて 1 T 類

することが望ましい 31日時点の件数 Δ し 個別システムを導入 が終了した09 た 県は、国などが進 な お、)、旧システ 年 7 月 め つい が

みて

も、

るいは、本県が 同じ申 が望まし 開 か 発 詰 やす 厶 旧 つ の た」からといいます。 開 い ものにできなか 発 •

6 億 8 7 「汎用電子申請システ が独自に開発し 4 運営費は計 1 万 4 9 8 た

利 れ 円も τ 用 L 11 まし ゃ の す 公 た。 金 しし が も 投 の 県 入さ 民 に で

ては、 用にはな 子申 でし た電子・ か 定 よるシステ に無駄 たもの L たこと た道路 た。これらは 請 ま 結 システ 適さず、 システム た、 申 遣 Ó ح しり 厶 占 を L シ です。 実際 厶 開 意 用 ス が て 未実 を に 許 発 テ 2 つい の 開 Δ 明 を 重 発 可 施 利 発 電 5

- 4 -

て、「県民の利用

伸

びな

かっ

た ĺζ

原

因 利

県の担当者

用

当面の予定

11月15日 PM 4:00~ ニュース発送作業日 11月24日 PM 6:00~ 第4回全員会議 12月20日 PM 4:00~ 編集会議 1月17日 PM 4:00~ ニュース発送作業日 1月25日 AM 10:00~ 県議政務調査費違法支出金返 還請求住民訴訟の裁判 1月26日 PM 6:00~ 第5回全員会議

裁判情報

県議·政務調査費違法 支出金返還請求住民 訴訟

裁判は、11月2日に行われました。当日は、裁判所から、和解の意向で、当事者への意見聴取が行われました。引き続き次回も、それが継続される予定です。次回、1月25日午前10時からです。

次回会員会議のご案内

日 時 11月24日(水)午後6時~

場 所 和歌山市勤労者総合センター

(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい